

主な内容

改元に便乗した詐欺に注意!2	値上げの春?「食塩」約15%アップ4
平成30年の特殊詐欺減少2	雇用保険など随時追加給付へ4
進むキャッシュレス化 「使いすぎ」に注意!…3	訪問購入のトラブル5
5月の消費者月間統一テーマ3	ドライブレコーダーの調査6、7
ダメ!チケットの不正転売4	来年度も「養成講座 「スタディ 開講 8

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110 FAX (011) 221-4210

http://www.do-syouhi-c.jp/

改元に便乗した作款に注意

≪銀行協会装い、ウンの手紙など≈

4月 30 日に天皇陛下が退位し、5月1日から新しい元号に変わります。この「改元」に便乗した詐欺がすでに発生し、北海道警察は注意を呼び掛けています。

手口は、実在する「全国銀行協会」をかたり、 「改元による銀行法改正について」という文書 を送り付け、「5月1日からの改元による銀行



実際に送られてきた 「キャッシュカード変更申込書」

法改金キャド止力るでは、の一族ューギででは、の一族コードには、一人がでは、一人がでは、一人がでは、一人がでは、一人がでは、一人がでは、一人がでは、一人がでは、一人ができる。

使いのカードを返送してください」などと指示し、キャッシュカードをだまし取ろうとするものです。もし返送すると、預金を勝手に引き出されてしまいます。

一般社団法人全国銀行協会も「銀行協会 職員が、電話や訪問によりお客様の取引銀行 や暗証番号を伺ったり、キャッシュカードやク レジットカード、現金を預かったりするような ことは一切ありません」と注意を呼び掛けて います。

また、天皇陛下の退位に便乗し、電話勧誘で写真集など皇室関連商品の購入を勧め、

断っても送り付けて くるような悪質商法 も発生しています。 不審な勧誘やトラブ ルに遭ったら最寄り の消費生活相談窓 口へ。

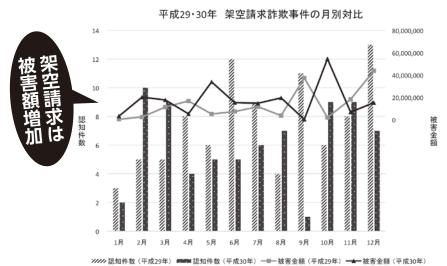


【消費者庁イラスト集より】

平成30年の特殊詐欺減少 架空請求は被害額増加

北海道警察によると平成 30 年の特殊詐欺の被害状況は、認知件数・被害金額ともに半減したことが分かりました。

認知件数は 158 件減少して 149 件、被害金額も約3億 2000 万円減少して約3億 4700 万円でした。官民挙げた被害撲滅に向けた注意喚起の取り組みが功を奏した形ですが、架空請求に関しては、認知件数は 16 件減少して74 件でしたが、被害金額は2億円を超え、約4700 万円(29.3%)増加しています。



全国的にも特殊詐欺は減少傾向にあり、認知件数は1万5082件、被害金額約260億円で、前年よりそれぞれ1320件、約34億円減少しました。ただし、架空請求に関しては、件数は前年に比べ750件減少して4457件だったのに対し、金額は約8億7000万円(8.7%)増加しています(全国の数字は1~11月までの累計)。

進むキャッシュレス化 「使いすぎ」に注意!

消費税率引き上げによる負担増を緩和するため、政府はキャッシュレス決済をした消費者に対し9カ月間、ポイントを還元することなどを決めました。このためキャッシュレス化が進むと考えられます。

キャッシュレス決済には、前払いのプリペイド式カードや、後払いのクレジットカード、すぐに銀行の口座などから引き落とされるデビットカードなどがあります。さらに、カードを持たなくてもよいスマホ決済も手軽なことから広がっています。利用の際は、それぞれのメリットデメリットをよく調べましょう。

プリペイド式は取得に審査などは不要で手軽 に購入できますが、盗難や紛失にあった場合に



はチャージしたお金は戻ってきません。個人情報が記録されてあるカードの場合は、早急に使

用中止の手続きを取る必要があります。また、 プリペイド式カード事業者の倒産などにより全 額補償されないなど、ある程度のリスクがある ことも承知しておきましょう。

現金の受け渡しがなく、手元にあるお金が減らないため、使いすぎないよう注意が必要です。

広報紙で消費者被害防止を PRして! ペネットワーク定例会議

北海道消費者被 害防止ネットワーク の平成30年度定例 会議が1月17日、 道立消費生活セン ターで開催されまし



た。構成団体とオブザーバー合わせて 30 団体 が集まり、情報交換などを行いました=写真=。

各団体の活動報告の後、道消費者安全課から各団体に対し、広報紙などに消費者被害防止を呼び掛ける記事を掲載する提案があり、自由に使える文例を提示しました。イラストについても、消費者庁のホームページにあるトラブル事例のイラストが、自由に使用できることを情報として提供しました。

5月は消費者月間です。消費者庁は全国の統一テーマを昨年同様、「ともに築こう 豊かな消費社会 ~誰一人取り残さない 2019~」としました。

2015 年9月に国連の持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。日本政府も SDGs推進本部を立ち上げ、企業、地方公共団体、NGO、消費者などと連携し、「豊かで活力ある未来像」をつくるため、具体的な施策に取り組んでいます。消費者庁も、「エシカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減の国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発運動などの施策を実施しています。

誰にとっても等しく豊かな消費社会を構築するためには、今後も継続的な取り組みが必要です。そのため平成 31 年度の消費者月間も前年度と同様の統一テーマを掲げます。



札幌市内で行われた昨年のキャンペーン

ダメ!チケットの不正転売 6月14日から法施行

音楽やスポーツなどのチケットの不正転売 を禁止する法律「チケット不正転売禁止法」 が6月14日から施行されます。

以前から、人気アイドルが出演するコンサートのチケットなどを買い占めて高値で転売する「ダフ屋行為」を生業とする人はいましたが、最近は一般の人もインターネット上で手軽に転売する行為が見受けられ、チケットが本当に欲しい人の手に渡るのが阻害される行為として、問題視されていました。

対象となるチケットは、「主催者により不正 転売の禁止が明記されている」「入場者の事 前登録や座席が指定されている」もので、紙 に印刷されたものだけではなく、電子チケッ トも含まれます。違反すると1年以下の懲役か 100万円以下の罰金が規定されています。た だし例外として、自分のために購入したが、 たまたま都合がつかなくなったチケットについ ては転売が可能です。

雇用保険など随時追加給付へ 厚労省統計不適切調査問題で

統計の不適切調査問題が各省庁に広がっています。中でも厚生労働省による「毎月勤労統計」の不正調査の影響は延べ2千万人を超える見込みです。

厚労省の統計不正では、過小給付が延べ約2015万人。その内訳は失業手当や育児休業給付、介護休業給付など雇用保険の追加給付額は約276億円、対象延べ人数は約1942万人、遺族年金や休業補償給付など労災保険の追加給付額は約241億円、対象延べ人数は約72万人、船員保険の追加給付額は約31億円、対象延べ人数は約1万人などとなっています。

追加給付は 2004 年以降の雇用保険や労災 保険、船員保険の受給者が対象です。3 月以 降、現受給者から追加給付を受けることにな

値上げの春?「食塩」約15%アップ

公益財団法人塩事 業センターは、4月1 日出荷分から食塩 500 グ、1 ¹1、5 ¹1 を約 15 ~ 16%、精 製塩1 ¹1を約 18%、 つけもの塩2 ¹1を約



15%、瓶入りの食卓塩 300 *行*を約6%、それ ぞれ値上げすると発表しました。

値上げの要因として、塩の製造に必要な原燃料である石炭価格や天日塩の輸入調達価格、製造設備の修繕投資など諸費用の増加を挙げています。これにより各社から販売されている特殊製法塩の値上げも予想されます。

また、今春はカップめんや大型ペットボトル製品、アイスクリーム、缶詰など食品の値上げが相次ぎます。一方、TPP(環太平洋経済連携協定)の発効で、輸入品(チーズや牛肉、果物など)が安くなると思われますが、10月には消費税が増税される予定ですので、節約を心掛ける必要がありそうです。

り、元受給者は雇用保険は 11 月以降、労災 保険は9月ごろから、船員保険は6月からの給 付を予定しています。

住所が不明の人への通知方法は検討中です。受給者本人が死亡している場合でも、親族に支払われます。

厚労省は無料の相談電話を設けています。 番号は以下のとおりです。

厚労省の無料相談電話

雇用保険 ☎0120-952-807

労災保険 ☎0120−952−824

船員保険 ☎0120-843-547

☎0120−830−008

受付時間:平日午前8時半~午後8時 土日祝日午前8時半~午後5時15分

※全国どこからでも通話料無料。

※どの保険か不明の場合、いずれの番号でも問い合わせに応じます。

消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ 2050-7505-0999

「何でも買い取る」と言われ…

売却したネックレスを返してほしい!

1週間前に何でも買い取ると電話があり、食器の買い取りを依頼した。昨日自宅に来た事業者に「これは買値がつかない。アクセサリーはないか」と言われたので、何点か見せた。ネックレス2本を8千円で買い取ると言われ売却してしまった

が、後でよく考える と高かったものなの で返してほしいと思 い、事業者に電話を したがつたがらない。

したがつながらない。どうしたらよいか。

(80代 女性)

事業者が消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取る訪問購入は、特定商取引法(特商法)によって規制されており、事業者には法律で定められた項目が記載された書面を交付する義務があります。売り主である消費者は、書面の交付日から8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間内は、消費者は物品をすぐに引き渡さず手元に置いておくことができ、事業者はその旨を書面に記載する必要があります。

ただし、消費者から事業者に自宅に来て買い取ってほしいと要請した場合、その物品は、 クーリング・オフはできません。

また、実際の勧誘に先立ち、事業者名、 勧誘の目的、買い取る物品の種類を明らかに する必要があるため、「何でも買い取る」とだ け告げて勧誘することや、事前に依頼してい ない物品について、その場で勧誘することは 禁止されています。

相談者には、ネックレスは事前に買い取りを依頼しておらず、期間内のためクーリング・オフができることを伝え、書面の書き方を説明し、コピーを取った上で簡易書留郵便等で事業者に送付するよう助言しました。当センターからも事業者に連絡して問題点を指摘し、クーリング・オフすることを伝えました。後日相談

者より、事業者からネックレスが返品されたので、8千円を返金したとの連絡がありました。

さまざまな買い取りトラブル

「電話で買い取りを勧誘され、断ったにもかかわらず、事業者が訪問してきた」「事業者が帰ってから、売らないと伝えていた高価な指輪を持っていかれたことに気づいた」などの相談が高齢者を中心に寄せられています。終活のつもりでまとまった不用品を処分する際に、トラブルになるケースもあるようです。

特商法で規制する訪問購入においては、突然自宅に訪問して勧誘することや、断っている 人への再勧誘は禁止されています。

不要な勧誘はきっぱりと断りましょう。もし、 買い取りを依頼する場合も本当に契約が必要 かどうか、いったん冷静に考えましょう。

なお、自動車(二輪を除く)、家具、家電(携行が容易なものを除く)、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券など一部の物品は、クーリング・オフはできないため、特に注意が必要です。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

ドライブレコーダーの映像を確認しよう! ~SDカードの異常により映像が

国民生活センター のテスト

ドライブレコーダーは自動車のフロントガラスなどに取り付け、運転時の映像を録画するものであり、事故やトラブルの際の映像記録が後の処理に役立てられる事例も多く見受けられます。一方、「映像が残っていなかった」など記録に関する相談件数が、年々増加傾向にあります。そこで、独立行政法人国民生活センターは、ドライブレコーダーについて消費者の使用実態のアンケート調査を行うとともに、SDカードに異常があった際の検出機能を中心にテストしました。

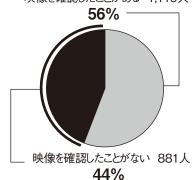
アンケート調査

インターネットアンケートにより、ドライブレコーダーを使用している 18 歳以上の男女 2,000 名について使用実態の調査を行いました。

事故やトラブルの際に限らず、これまでにドライブレコーダーの映像記録を確認したことがある人は1,119人(56%)にとどまり、このうち、75人(7%)は一部しか記録されていないなど、正常に映像が記録されていないことなどを経験していました。

SD カードのフォーマットの必要性を「知らなかった」人は 1,035 人 (55%)、交換の必要性を「知らなかった」人は 1,334 人 (71%) とそれぞれ半数以上に上りました。また、ほとんどの人は付属品の SD カードを使用するなど仕様に合った SD カードを使用していましたが、「仕様に合っているかはわからない」「仕

映像を確認したことがある 1,119人



様に合っていない。 と1割以上の人 が仕様に合っていないないないないない。 ドを使用している可能性がありました。



ドライブレコーダーを設置した様子

テスト品目

・価格帯の異なる12銘柄(表)

テスト結果

SD カードに異常があった際、ドライブレコーダーが異常を検出し通知する機能を有しているかについて調査しました。また、その通知方法が音声や電子音(以下、両者をまとめて「音」とします)によるものか、ドライブレコーダーの液晶画面やランプ、(以下、両者をまとめて「表示」とします)によるものかについても併せて確認しました。

・端子の損傷を想定した SD カードを用いたと きの動作

5 銘柄(No.1、4~6、8)は音と表示で異常 検出を通知し、ほかの 7 銘柄は表示のみで通 知するものでした。なお、通知は全てドライブ レコーダーを起動した直後に見られました。

・仕様範囲外の SD カードを用いたときの動作

容量、SD スピードクラス、またはその両方が仕様範囲外の SD カードを用いた際には、銘柄や使用する SD カードによって異常として検出する動作にばらつきが見られました。また、異常として検出しなかった銘柄は、起動後に録画が開始され、テスト実施中の映像は正常に記録されていましたが、録画中に異常として検出した銘柄も見られたことから、仕様範囲外の SD カードを用いた際には正常に記

●テスト対象銘柄一覧

No.	銘柄名または型式	製造または 販売者名	購入価格円(税込)	指定のSDカード規格		
				記録媒体	容量	SDスピードクラス
1	CSD-670FH	セルスター工業(株)	21,807	microSDHC microSDXC	8~64GB	CLASS10以上
2	DRV-630	(株)JVCケンウッド	17,785	microSDHC	4∼32GB	CLASS10以上
3	ND-DVR40	パイオニア(株)	13,648	microSDHC	8∼32GB	CLASS10以上
4	HDR-102	(株)コムテック	12,000	microSDHC	4∼32GB	CLASS10以上
5	DRY-ST3000P	(株)ユピテル	10,980	microSDHC	8~32GB	CLASS10以上
6	ZDR-012	(株)コムテック	9,980	microSDHC	4~32GB	CLASS10以上
7	GoSafe 130	PAPAGO JAPAN (株)	8,980	microSDHC microSDXC	8~64GB	CLASS10以上
8	DRY-SV50c	(株)ユピテル	8,898	microSDHC	8~32GB	CLASS6以上
9	バックカメラ搭載「W録画付ドライブレコーダー」	(株)ライフサポート	7,344	microSDHC	~32GB	CLASS6以上
10	FT-DR W1G	(株)エフ・アール・シー	6,180	microSDHC	4~32GB	CLASS10以上
11	AN-R056	(株)慶洋エンジニアリング	4,973	microSDHC	~32GB	CLASS4以上
12	DX-NCM30	(株)TOHO	2,980	microSDHC	4~32GB	CLASS6以上

録できない可能性も考えられました。

・書き込み可能領域が極端に少ない SD カードを用いたときの動作

SD カードにデータファイルを保存することによって書き込み可能領域を極端に少なくしたSD カードを用いて、全銘柄の動作を確認したところ、録画開始後に異常を検出し停止したものは5 銘柄(No.8~12)あったほか、1 銘柄(No.5)は録画を開始しませんでした。

異常を検出し、録画が停止した 5 銘柄のうちの1 銘柄(No.8) および録画を開始しなかった1 銘柄(No.5) は、音と表示により異常検出を通知し、それ以外の 4 銘柄(No.9、10、11、12) は表示のみでの通知でした。また、3 銘柄(No.2、3、7) は録画が継続し、空き容量の範囲内で記録を続けるものの、録画時間は通常よりも短かったほか、書き込み可能領域が極端に少ないために記録が上書きされてしまい、録画を停止するタイミングによっては映像が残っていないなど正常に記録がされていない場合も見られました。

なお、残りの3銘柄(No.1、4、6)は本体でのフォーマットにより専用ファイルが作成されるなど、ファイルの断片化を防ぐための機能により書き込み可能領域が確保され、正常に動作しました。

・読み書きできない SD カードを用いたときの 動作

異常として検出しなかった 3 銘柄 (No.8、11、12) は、録画している表示が見られたにもかかわらず、記録されていませんでした。

消費者へのアドバイス

- ・ドライブレコーダーで記録した映像は定期的に確認しましょう。
- ・SD カードは定期的にフォーマットして使用するほか、消耗品であることから定期的に新しいものと交換しましょう。
- ・SD カードの定期的なフォーマットが不要なドライブレコーダーや、耐久性が高いとうたった SD カードも販売されています。目的や使用方法に応じて商品を選択するようにしましょう。

※国民生活センターは、事業者・業界に対し「SD カードの異常に対し、消費者が認識しやすい機能を持った商品への改善」「記録映像の定期的な確認や SD カードの定期的なメンテナンス、ドライブレコーダーの目的などについて、消費者へのさらなる啓発」について要望しました。

※詳細は国民生活センターのホームページを 参照してください。

本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください

来年度も養成講座、スタディを開講します!

北海道消費者協会は、来年度も「消費生活 リーダー養成講座」と「通信講座消費生活ス タディ」を開催します。いずれも道民カレッ ジ連携講座です。問い合わせは、北海道消費 者協会(☎011-221-4217)へ。

「養成講座」は道立消費生活センターに通いながら学ぶもので、来年度は 56 期生となります。衣食住や環境、経済、契約、農業など



昨年の養成講座開講式の様子

多彩なカリキュラム。期間は前期(7月22日から8月2日)と後期(8月19日から30日)に分かれています(土日を除く計20日間)。 受講料は、地域消費者協会会員は1万5000円、会員でない方は2万円。

「スタディ」は、衣食住や環境、契約など 消費生活全般を一冊にまとめた、(一財)日 本消費者協会発行のテキストをもとに自宅学

習した後、効果測定 を提出して修了です。 3月に道立消費生活 センターでスクーリン グを開催する予定で す(参加は自由)。 受講料は、地域消 費者協会会員な 5000円、会員でない方は6000円。



見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成 29 年度は大学や専門学校、町内会、 自治会、消費者団体、自治体職員など約430 人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知る ミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、 繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2名以上で要予約。講座の内

容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。



繊維の実験に取り組む学生たち

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210 相談専用電話 050-7505-0999

(相談受付時間:平日/午前9時~午後4時30分)

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。http://www.do-syouhi-c.jp/



北海道立消費生活センター

検索